

重要 保育を必要とする事由が求職活動の場合、保育短時間に認定されます。

誓約書兼就労予定申立書（兼 退所届）

（あて先）
姫路市長

令和 年 月 日

申立者（就労予定者）

児童氏名	
生年月日	平成・令和 年 月 日
施設名	

住 所

氏 名 (自署)

児童との続柄 ()

電話番号

※自署でない場合、この申立書は無効となります。

1 次のとおり誓約します。

申請児童が教育・保育施設を利用した日から3ヵ月以内に就労し、就労先の決定後、すみやかに「就労（内定）証明書」を提出します。

教育・保育施設利用後3ヵ月以内に私が就労できない場合、教育・保育給付認定の有効期間がきれるため、この申立書を退所届として取扱い、教育・保育施設利用を解除（退所）されても異議はありません。

2 求職活動については、次のとおりです。

- (1) 予定している就労内容
(保育の必要性が認められる就労時間は休憩時間を除いて月48時間以上です。)

就労形態	常勤・非常勤・パートタイム・内職・臨時・その他()		
職種			
就労時間	時 分 ~ 時 分 実働（1日 時間）	1ヵ月就労日数	日

- (2) 方法（複数回答可）

- ☐ 公共職業安定所に登録済（以下のいずれかを添付してください。）
- ☐ ハローワークカード（交付から3ヵ月以内のものに限る。）
- ☐ 雇用保険受給資格者証（現在受給中のものに限る。）
- ☐ 派遣会社等に登録している
(派遣会社名、連絡先等：)
- ☐ 面接予定・面接結果待ち（就労先・連絡先・仕事内容・雇用条件等を記入してください。）
- ☐ その他（具体的に記入してください。）

- (3) 以前の就労先等について（申立者が就労証明書を提出されていた場合は必ずご記入ください。）

就 労 先	
退職年月日	年 月 日

3 その他

[]